

公立大学法人沖縄県立芸術大学シンボルマーク等に関する規程

令和6年6月4日
沖芸大規程第149号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人沖縄県立芸術大学（以下「本学」という。）のシンボルマーク、ロゴタイプ及びロゴマーク（以下、「シンボルマーク等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(シンボルマーク)

第2条 シンボルマークの形状は、別図第1のとおりとする。

(ロゴタイプ)

第3条 ロゴタイプの形状は、別図第2のとおりとする。

(ロゴマーク)

第4条 本学のロゴマークは、前2条に定めるシンボルマークとロゴタイプを併せたものとし、別図第3のとおりとする。

(色彩)

第5条 第2条のシンボルマーク及び第3条のロゴタイプの色彩は、別図第4のとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、学長が適当と認める色彩とする。

- (1) シンボルマーク等を単色で使用する場合
- (2) シンボルマーク等を鮮明に表示できない場合
- (3) 使用媒体に制約等がある場合
- (4) その他特別な用途に使用する場合

(禁止事項)

第6条 シンボルマーク等を使用する際は、次の各号に定める事項に抵触してはならない。

- (1) 変形させてはならない。
- (2) 組合せの配置を換えてはならない。
- (3) 字間を広げたり狭めたりしてはならない。
- (4) 規定以外の色で表示してはならない。
- (5) グラデーションや網掛けなど識別性を損なう表示をしてはならない。
- (6) 書体を変えてはならない。

(使用者)

第7条 シンボルマーク等は、本学のほか、次に掲げる者が使用することができる。

- (1) 本学の教職員及び学生
- (2) 本学の教職員及び学生で組織する団体等
- (3) その他学長が適当と認めた個人及び団体

(使用範囲)

第8条 シンボルマーク等は、次に掲げるものに使用することができる。この場合において、本学の名誉、品位、社会的信頼性の維持、向上を図るように努める。

- (1) 本学の行事や活動における表示物
- (2) 本学の学位記、賞状、各種証明書等の公式の文書
- (3) 本学が発行する印刷物（大学案内、広報誌、報告書、封筒、レターヘッド、学術的な発表・報告等に用いる資料等）
- (4) 本学の公式ホームページ
- (5) 本学の教職員の業務等で使用するもの（名刺等）
- (6) 本学公認の学生団体の活動で使用するもの（ユニフォーム等）
- (7) 本学のオリジナル・ノベルティグッズ等
- (8) その他、学長が必要と認めたもの

(使用の原則)

第9条 シンボルマーク等は、使用目的が以下の要件を満たしていることとする。

- (1) 本学の建学の精神や理念等について学内外の理解を深めるに資すること。
- (2) 本学のイメージの向上や存在のアピールに寄与すること。
- (3) 本学が行う教育、研究、地域連携及び社会貢献活動等の推進に寄与すること。

(使用の許可申請)

第10条 教職員及び学生（本学の学生団体を含む）（以下、「教職員等」という）以外の者が使用しようとする場合は、「沖縄県立芸術大学シンボルマーク等使用許可申請書」（別記様式1-1）により学長に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、使用者が、営利目的（各種グッズ等の販売）にてシンボルマーク等の入った物品を企画制作する場合は、「沖縄県立芸術大学シンボルマーク等使用許可申請書」（別記様式1-2）により学長に申請しなければならない。

(使用許可等)

第11条 学長は前条の規定によりシンボルマーク等の使用申請を受けた場合、内容を審査し適当と認めるときは、許可するものとする。ただし、使用目的等が次のいずれかに該当するときは、許可をしないことができる。

- (1) 本学の名誉が傷つけられるおそれがあると認められる場合
- (2) 特定の政治、宗教又は思想等の活動に使用されるものと認められる場合
- (3) 公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められる場合
- (4) その他学長がシンボルマーク等の使用が不相当と認めた場合

2 学長は、シンボルマーク等の使用を許可するに当たり、使用期間等の条件を付すことができるものとする。

3 学長は、営利を目的とした使用者に対しては、シンボルマーク等の使用に関する契約（以下「使用契約」という。）を締結するものとする。

4 学長は、前項の規定により使用契約を締結した使用者に対し、使用契約に定める使用料を徴収することができる。

(第三者使用の禁止)

第 12 条 シンボルマーク等を使用する者は、本学の同意なしに第三者に使用させてはならない。

(使用許可の取消)

第 13 条 学長は、教職員等及び第 11 条に基づく許可を得た者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、使用を停止させ、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 本学の名誉が傷つけられた場合又はそのおそれのある場合
- (2) 特定の政治、宗教又は思想等の活動に使用されたとき
- (3) 使用許可の内容と異なる場合
- (4) その他学長が使用を不相当と認めた場合

2 前項に規定する措置を講ずることにより使用者が被る損失については、本学はその責を負わないものとする。

(庶務)

第 14 条 シンボルマーク等の使用に関する庶務は、総務課において処理する。

(改廃)

第 15 条 この規程の改廃は、広報委員会の議を経て、学長が定める。

附 則 (令和 6 年 6 月 4 日 学長決裁)

この規程は、令和 6 年 6 月 4 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

別図第1（第2条関係）

（シンボルマーク）



別図第2（第3条関係）

（ロゴタイプ和文）

沖縄県立芸術大学

公立大学法人があるバージョン

公立大学法人

沖縄県立芸術大学

（ロゴタイプ英文）

OKINAWA PREFECTURAL UNIVERSITY OF ARTS

別図第3（第4条関係）

（シンボルマーク＋英文＋和文の組合せ A）

①



②



（シンボルマーク＋英文＋和文の組合せ B）

③



（シンボルマーク＋英文組み合わせ）

④



別図第4 (第5条関係) 色彩

(特色)



沖縄県立芸術大学

OKINAWA PREFECTURAL UNIVERSITY OF ARTS



DIC カラーガイド 15版 68番

C80%, M0%, Y10%, BL0%



DIC カラーガイド 15版 316番

C0%, M30%, Y60%, BL20%

(モノクロ)



沖縄県立芸術大学

OKINAWA PREFECTURAL UNIVERSITY OF ARTS



C0%, M0%, Y0%, BL100%



C0%, M0%, Y0%, BL50%



別記様式 1-1 営利目的外（第 10 条第 1 項関係）

年 月 日

沖縄県立芸術大学学長 殿

申請者	ふりがな		
	氏 名	印	
	連 絡 先	Tel	
		e-mail	
	住 所		
団体名等			

沖縄県立芸術大学シンボルマーク等使用許可申請書

下記のとおり沖縄県立芸術大学のシンボルマーク等を使用したいので、申請します。
 なお、公立大学法人沖縄県立芸術大学シンボルマーク等に関する規程第 13 条第 1 項に該当する場合は、学長が行うシンボルマーク等の使用許可の取消及び使用の停止に速やかに従い、使用物件の回収・廃棄等の必要な措置を講じることを約束します。また、この措置により損害等が生じたとしても、訴訟等は一切いたしません。

記

使用図案（寸法等記入）	別添のとおり（写真またはデザイン）
使 用 目 的	
使用範囲（第 8 条関係）	
使 用 期 間 等	
備 考	

以上

広報担当	広報委員長	学長

年 月 日

沖縄県立芸術大学学長 殿

申請者	学 籍 番 号			
	ふりがな			
	氏 名	印		
	連 絡 先	Tel		
		e-mail		
	住 所			
所属部局・団体名等				

沖縄県立芸術大学シンボルマーク等使用許可申請書

下記のとおり沖縄県立芸術大学のシンボルマーク等を使用したいので、申請します。
 なお、公立大学法人沖縄県立芸術大学シンボルマーク等に関する規程第 13 条第 1 項に該当する場合は、学長が行うシンボルマーク等の使用許可の取消及び使用の停止に速やかに従い、使用物件の回収・廃棄等の必要な措置を講じることを約束します。また、この措置により損害等が生じたとしても、訴訟等は一切いたしません。

記

使用図案（寸法等記入）	別添のとおり（写真またはデザイン）
使 用 目 的	
制 作 個 数	
商 品 の 販 売 場 所	
商 品 の 販 売 期 間	
小 売 価 格 （ 税 込 ）	
備 考	

※仕様を許可した場合には、別途契約書を締結します。

※契約に基づき、使用料を納入していただく場合があります。

広報担当	広報委員長	学長